

寝屋川北部地下河川 事業施行に関する住民説明会



- 1. 寝屋川流域と総合治水対策について**
- 2. 大深度地下使用について**
- 3. 事業施行の概要について**
- 4. 今後のスケジュール**

1. 寝屋川流域と総合治水対策について

①寝屋川流域の概要及び現状1

寝屋川流域は、大阪市東部を含む12市（大阪市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市）にまたがっており、その面積は267.6 km²（東西約14km, 南北約19km）です。

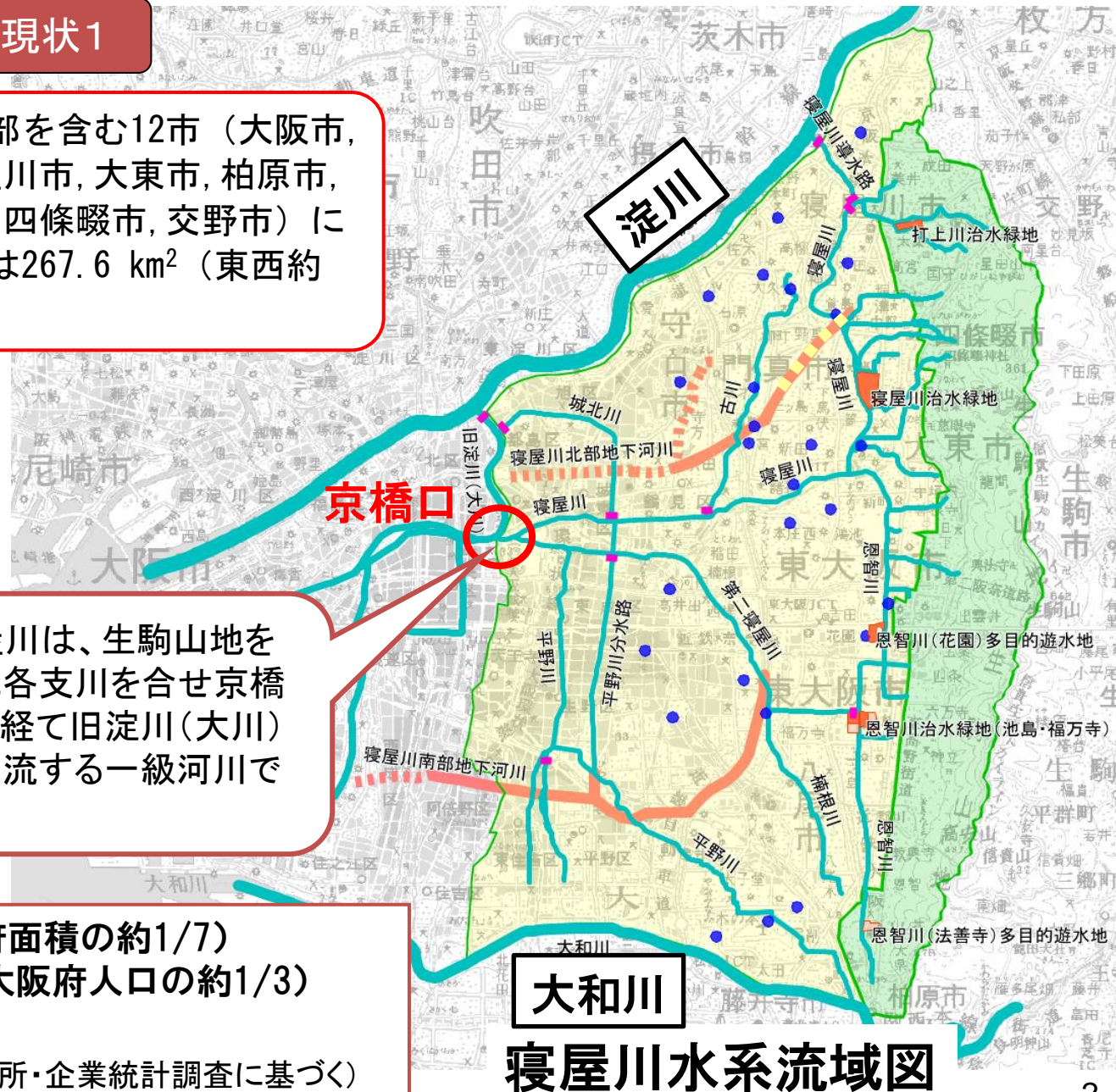


寝屋川水系位置図

寝屋川は、生駒山地を源に各支川を合せ京橋口を経て旧淀川(大川)に合流する一級河川です。

流域面積：267.6km²（大阪府面積の約1/7）
流域の人口：約273万人（大阪府人口の約1/3）
流域の資産：約51兆円

（H27年国勢調査およびH18年事業所・企業統計調査に基づく）



大和川

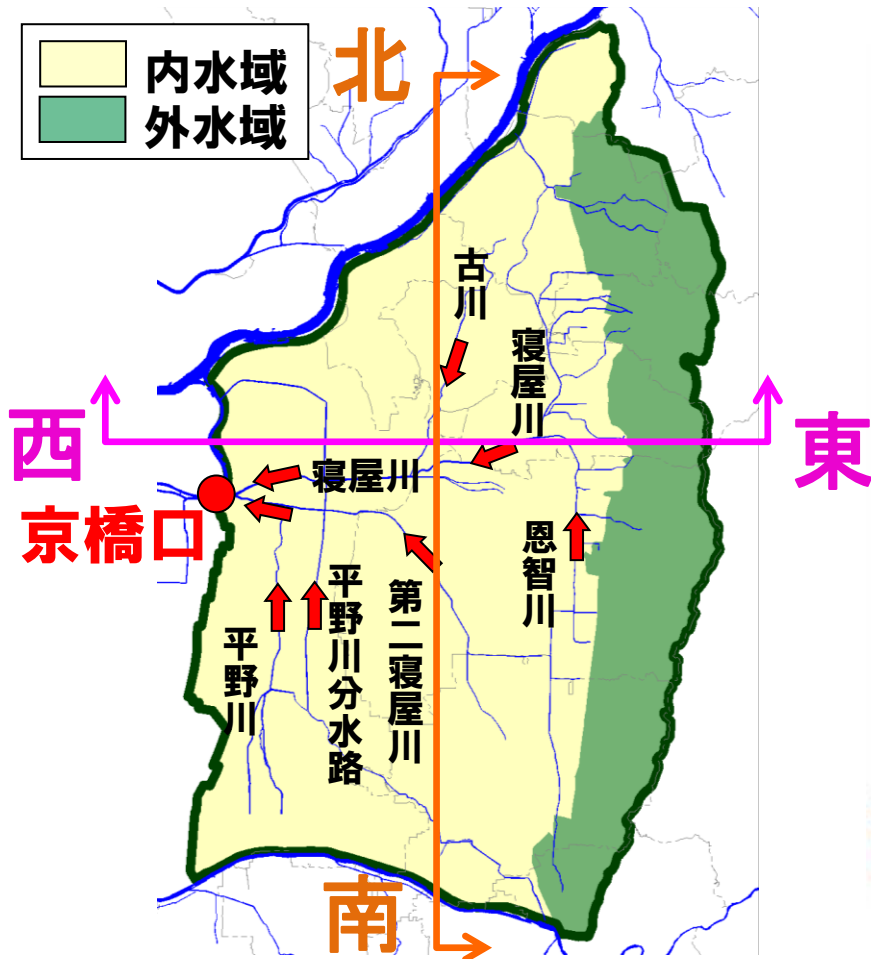
寝屋川水系流域図

1. 寝屋川流域と総合治水対策について

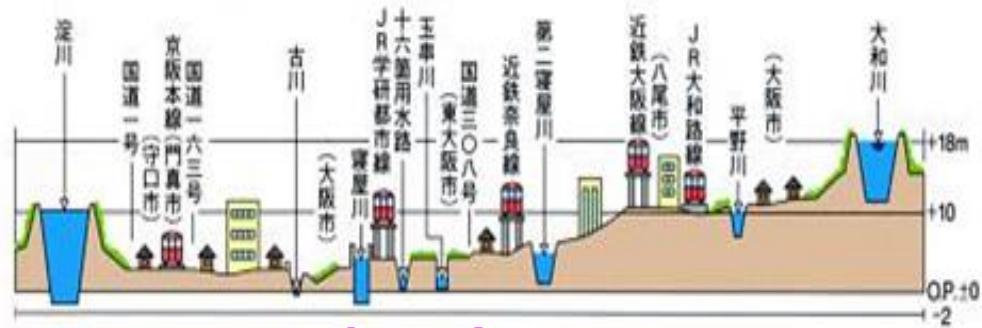
①寝屋川流域の概要及び現状2

寝屋川流域は、東側を生駒山地、西側を大阪城から南に伸びる上町台地で区切られ、北側と南側は淀川と大和川に囲まれており、その地形的な特性から水はけが悪く、流域面積の約3/4が雨水排水をポンプなどの施設に頼らなければならない内水域(川より低い地域)です。

寝屋川流域では、河川によって集められた雨水の出口は京橋口の一箇所しかありません。



地盤高断面図 南北方向



東西方向



1. 寝屋川流域と総合治水対策について

②過去の代表的な水害

過去からの治水対策により河川からのはん濫は減少してきたものの、近年でも頻繁に下水道や水路から水が溢れる浸水被害が発生しています。

市街化の進展に伴う保水・遊水機能の低下により、流出量が増えたり流出時間が早まるなど、排水施設の能力を超える雨が降ると浸水が起こります。

梅雨前線・台風5号豪雨
(戦後最大の豪雨)
昭和32年6月



昭和57年8月
台風10号豪雨



大東市内

梅雨前線豪雨
昭和47年7月



大東市内

平成7年7月
梅雨前線豪雨



東大阪市内 4

1. 寝屋川流域と総合治水対策について

②近年の代表的な水害

近年、時間雨量50ミリ以上の局地的大雨(ゲリラ豪雨)の発生回数は増加傾向にあり、今後も気象変動に伴う災害リスクの発生が危惧されています。

また、都市部において、短時間のピーク流量が下水道・水路、流域面積の小さい河川の雨水排水能力を超過した場合に浸水被害が発生しています。

城東区内

平成23年8月
局地的大雨

時間最大 77.5mm、総雨量 88.0mm、
床上 65戸、床下浸水 1,486戸

平成25年8月
局地的大雨

時間最大 59.0mm、総雨量 119.0mm、
床上 17戸、床下浸水 887戸

都島区内

平成24年8月
局地的大雨



時間最大 111.0mm、総雨量 159.0mm、
床上 2,554戸、床下浸水 17,080戸

寝屋川市内

平成29年7月
局地的大雨



時間最大 104.0mm、総雨量 112.0mm、
床上 15戸、床下浸水 103戸

東大阪市内 5

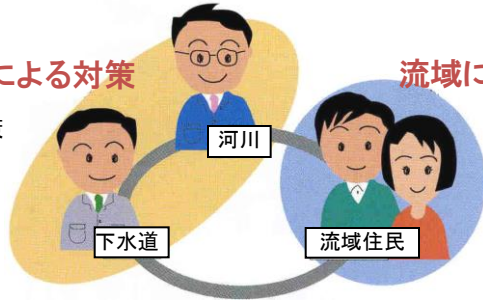
1. 寝屋川流域と総合治水対策について

③総合治水対策とは1

- 寝屋川流域では、「総合治水対策」を進めています。
- 「総合治水対策」は、河川や下水道が一体となって整備を進めるとともに、流域における保水・遊水機能を人工的に取り戻そうという考え方に基づく治水対策です。

治水施設による対策

○ハード対策

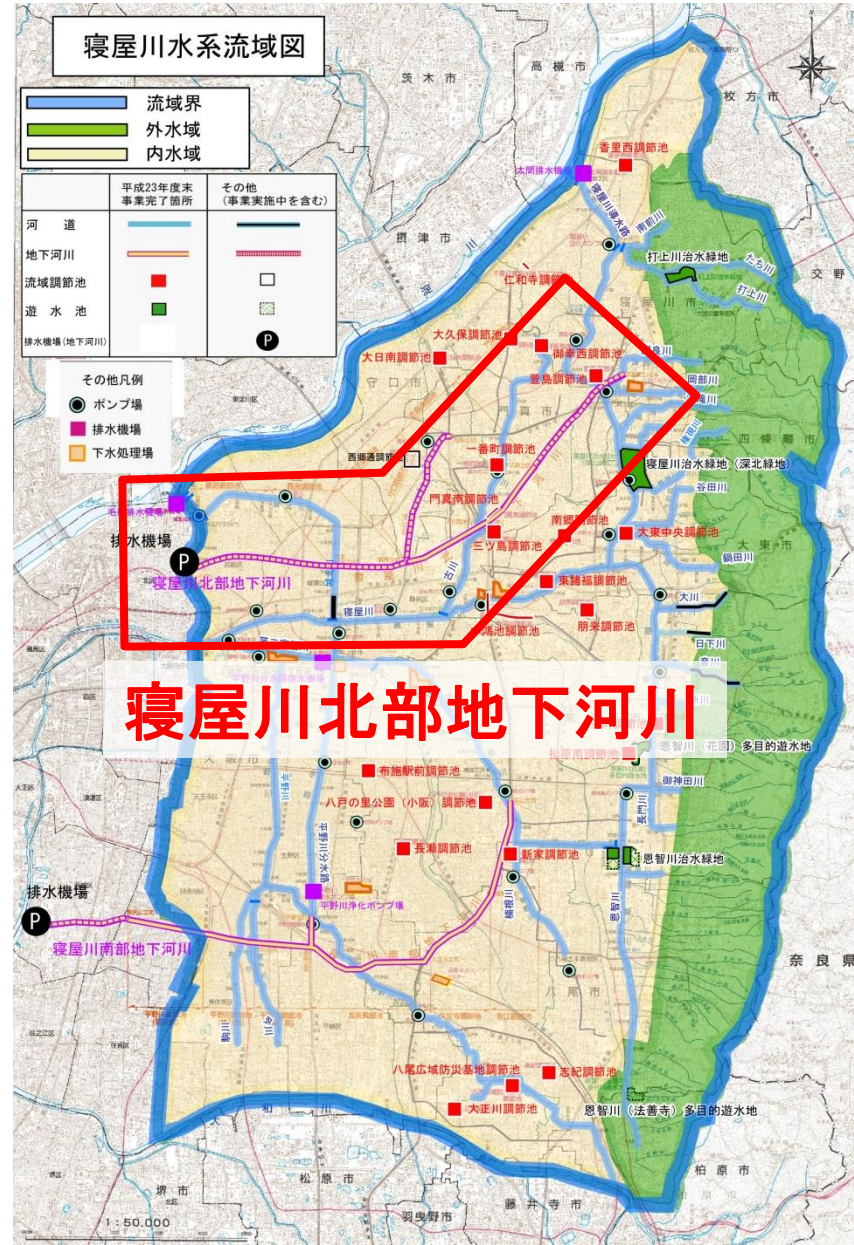
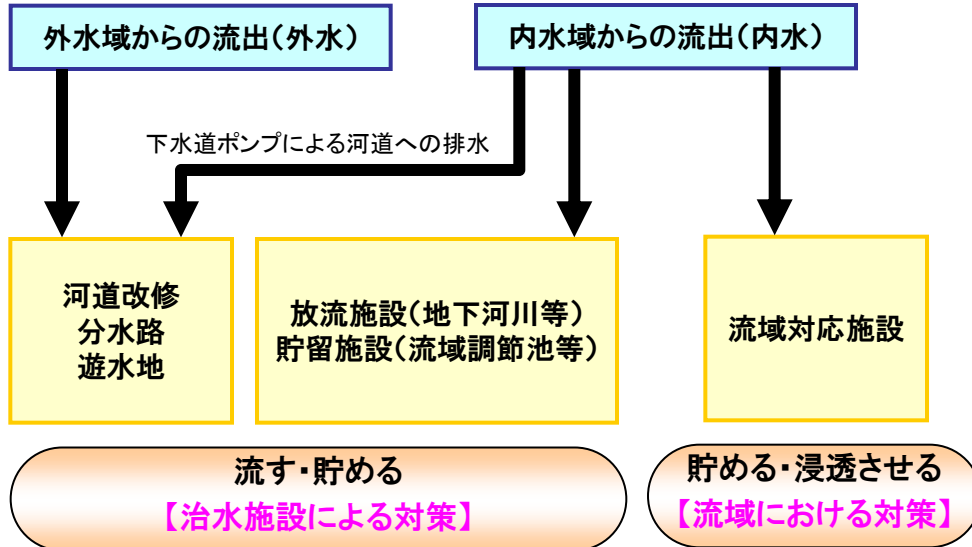


流域における対策

○ソフト対策

- ・保水・遊水機能の保全対策
- ・水害に強い街づくり

寝屋川流域の洪水処理計画(ハード対策)



寝屋川北部地下河川

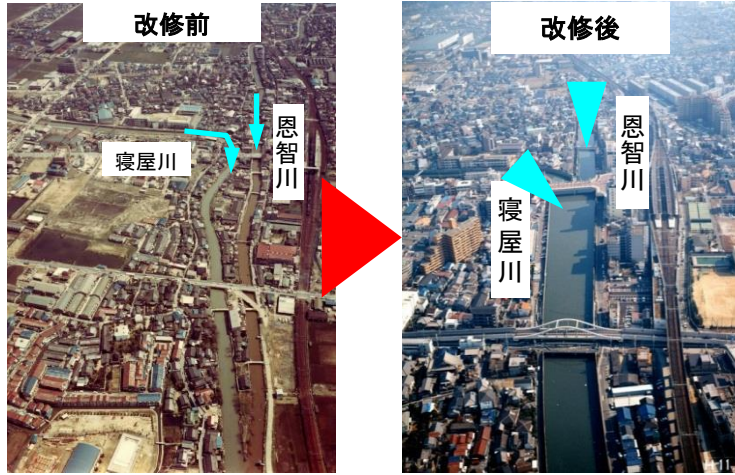
寝屋川北部地下河川 位置図

1. 寝屋川流域と総合治水対策について

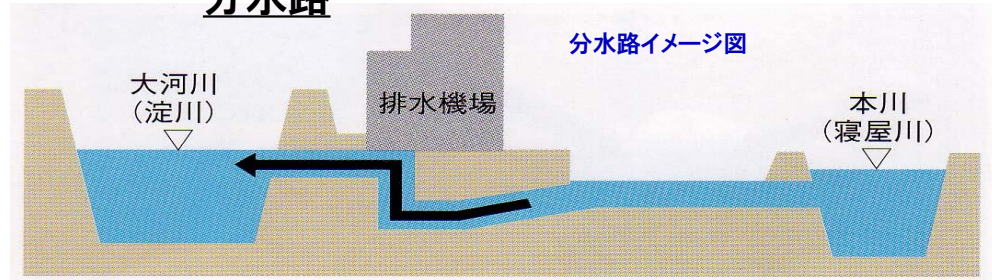
③総合治水対策とは2

水を「流す」施設

河川改修

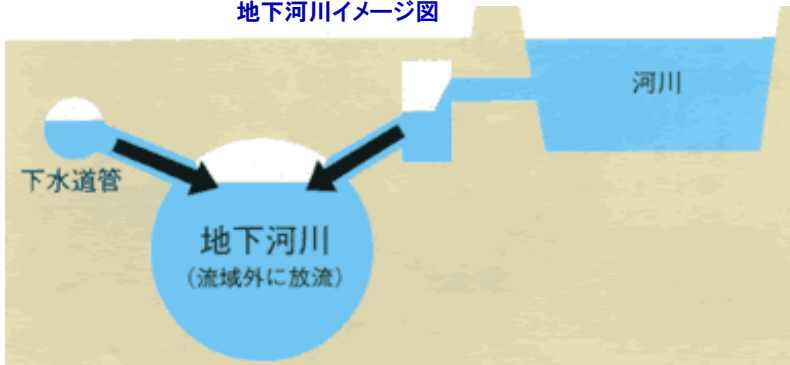


分水路



地下河川

地下河川イメージ図



寝屋川北部地下河川(古川調節池)



寝屋川南部地下河川(今川立坑貯留状況)H23.8

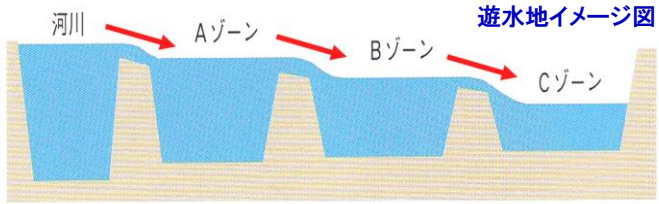


1. 寝屋川流域と総合治水対策について

③総合治水対策とは3

水を「貯める」施設

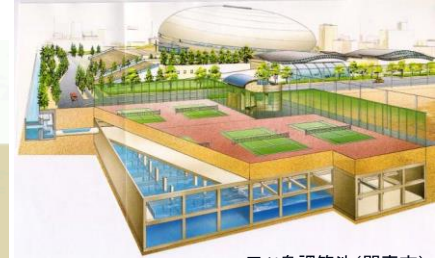
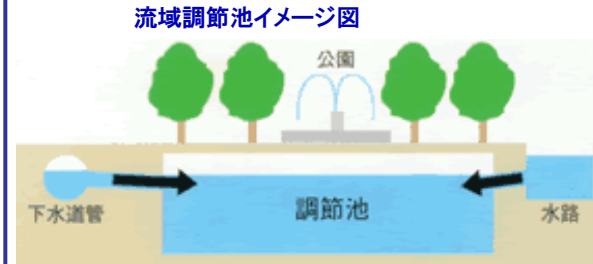
治水緑地・遊水地



寝屋川治水緑地(貯留状況)H11.8

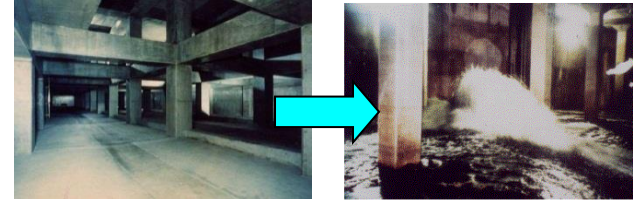


流域調節池



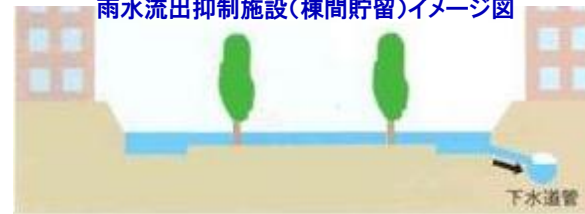
三ツ島調節池(門真市)

三ツ島調節池(貯留状況)



流域対応施設

雨水流出抑制施設(棟間貯留)イメージ図



大東市・棟間貯留(貯留イメージ)



四條畷市立くすのき小学校・校庭貯留(貯留状況)

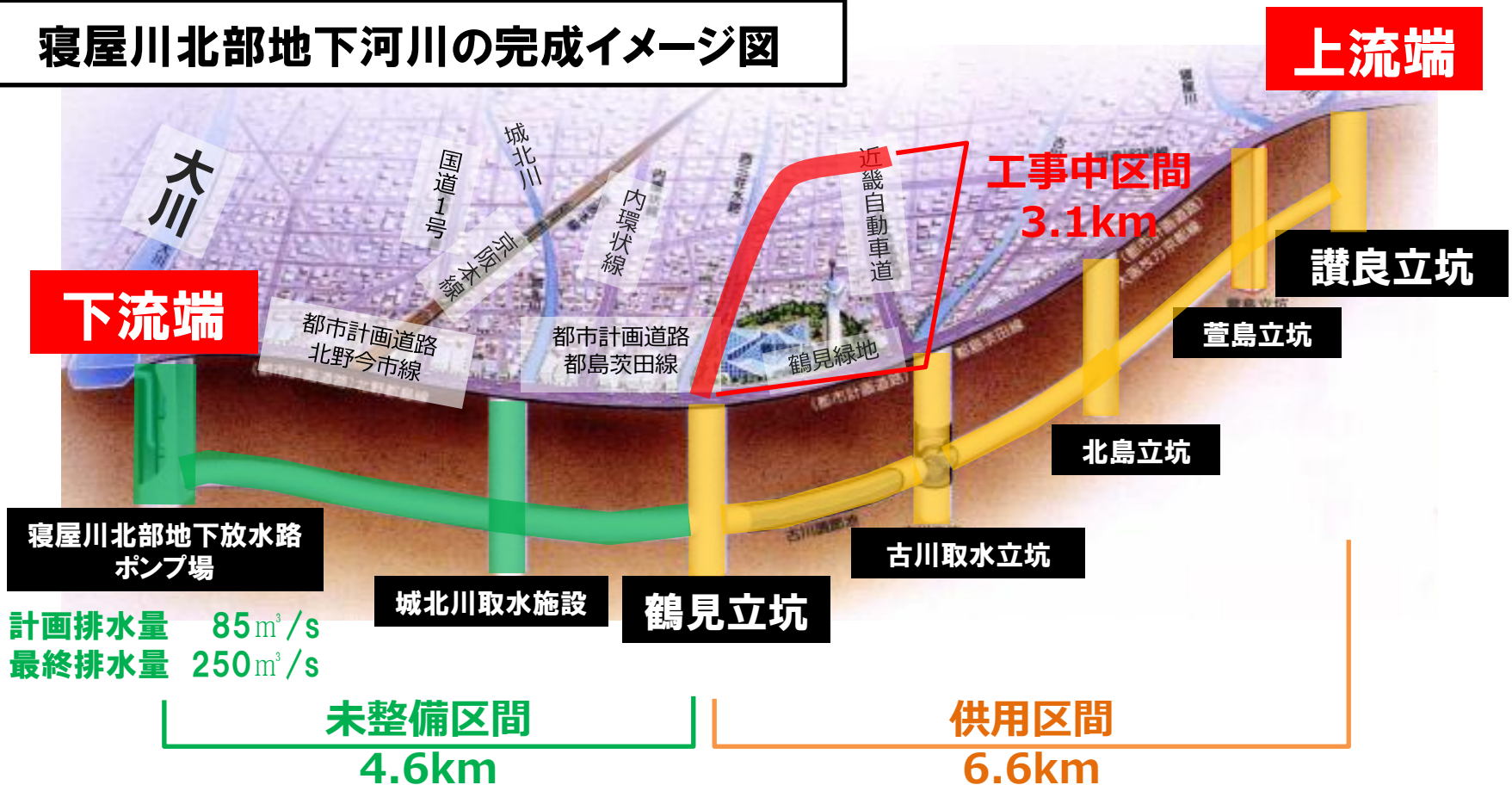


1. 寝屋川流域と総合治水対策について

④寝屋川北部地下河川の概要及び計画1

寝屋川北部地下河川においては、鶴見立坑から讃良立坑の区間で暫定供用を行っており、約20万トンの雨水を貯留することができます。
鶴見立坑から守口市内に延びる枝線を現在工事中です。

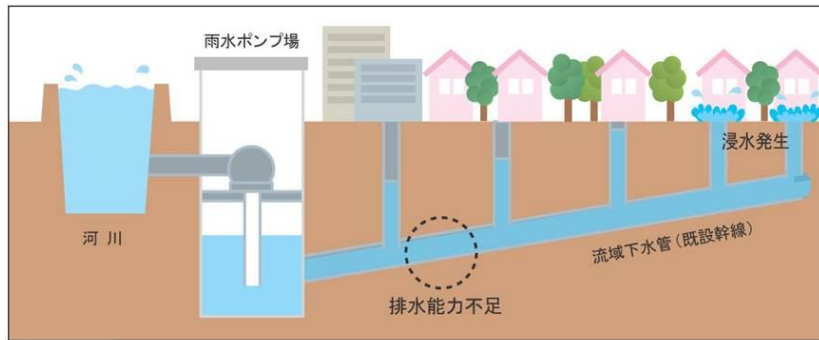
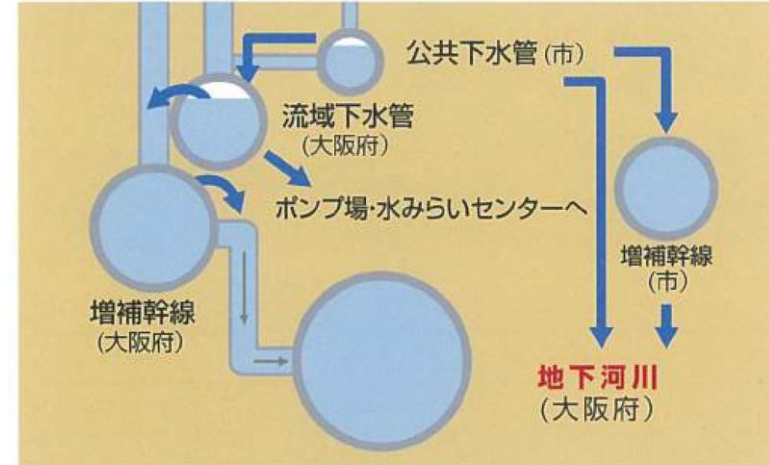
寝屋川北部地下河川の完成イメージ図



1. 寝屋川流域と総合治水対策について

④寝屋川北部地下河川の概要及び計画2

寝屋川北部地下河川への流入イメージ図



★これまで★
まちに大雨が溢れてました。

★巨大地下トンネルができると！★
まちに溢れていた大雨がなくなります！

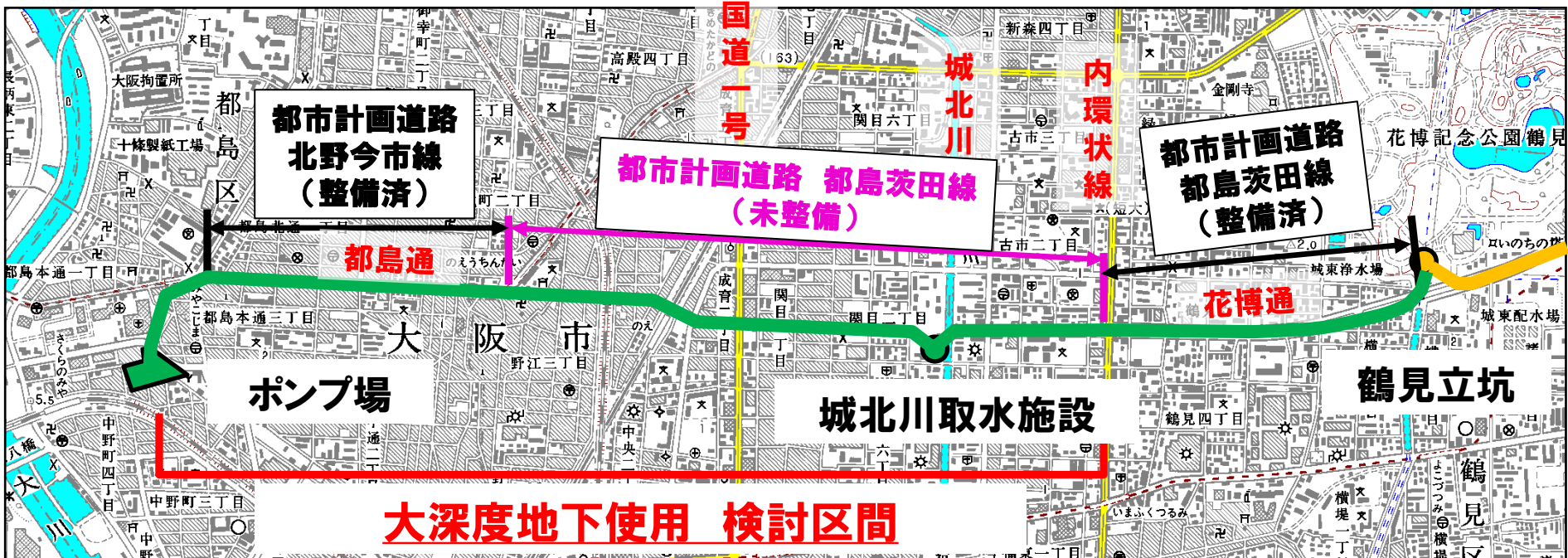
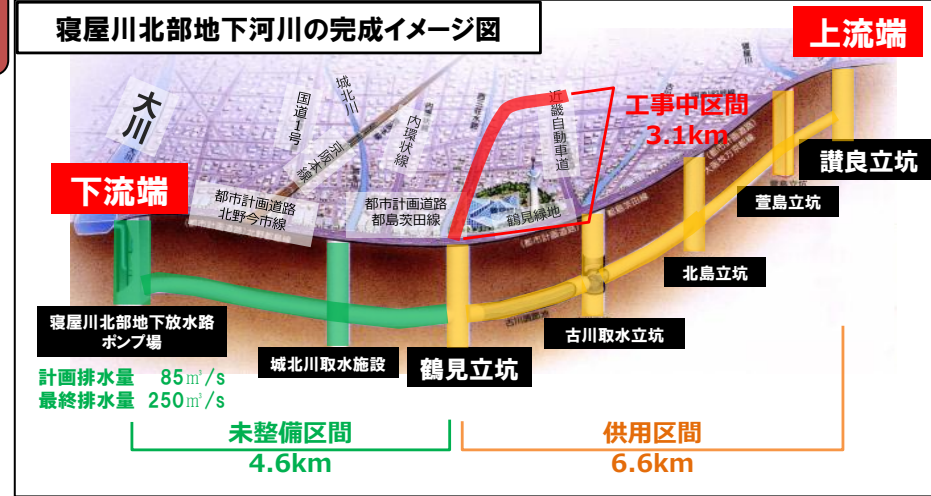


2. 大深度地下使用について

①大深度地下使用を検討するに至った経緯

下流の未整備区間については一部都市計画道路の事業化の見通しが立っておらず、道路下を活用した地下河川の設置が難しい状況です。

地下河川事業単独で用地取得を行う場合、多大な時間と費用を要するため、大深度地下の使用を検討するに至りました。



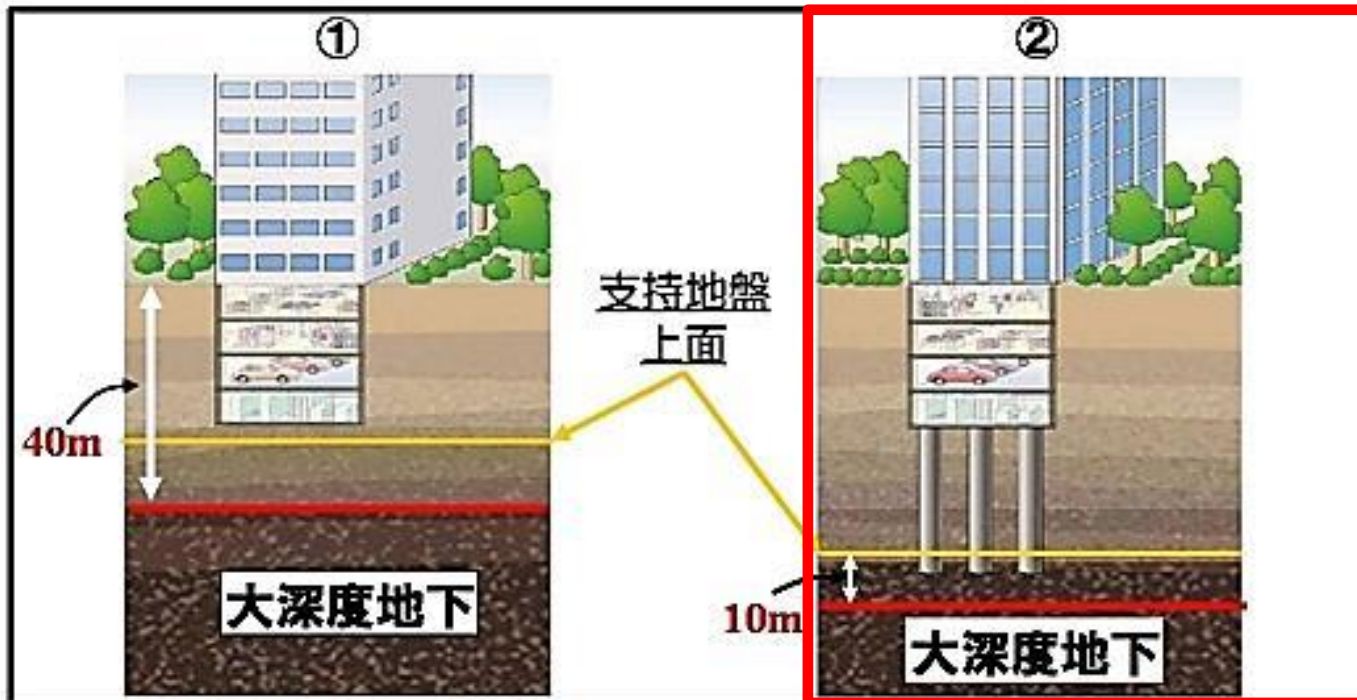
2. 大深度地下使用について

②大深度地下とは

大深度地下とは、大深度地下使用法に定められた、通常使用される可能性の低い、地下深い空間を指します。

河川事業等の公共・公益のための事業に限り、国の認可を受けて大深度地下使用の権利を得ることができます。

大深度地下のイメージ図



①地下室の建設のための利用が通常行われない深さ(地下40m以深)

②建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ
(支持地盤上面から10m以深)

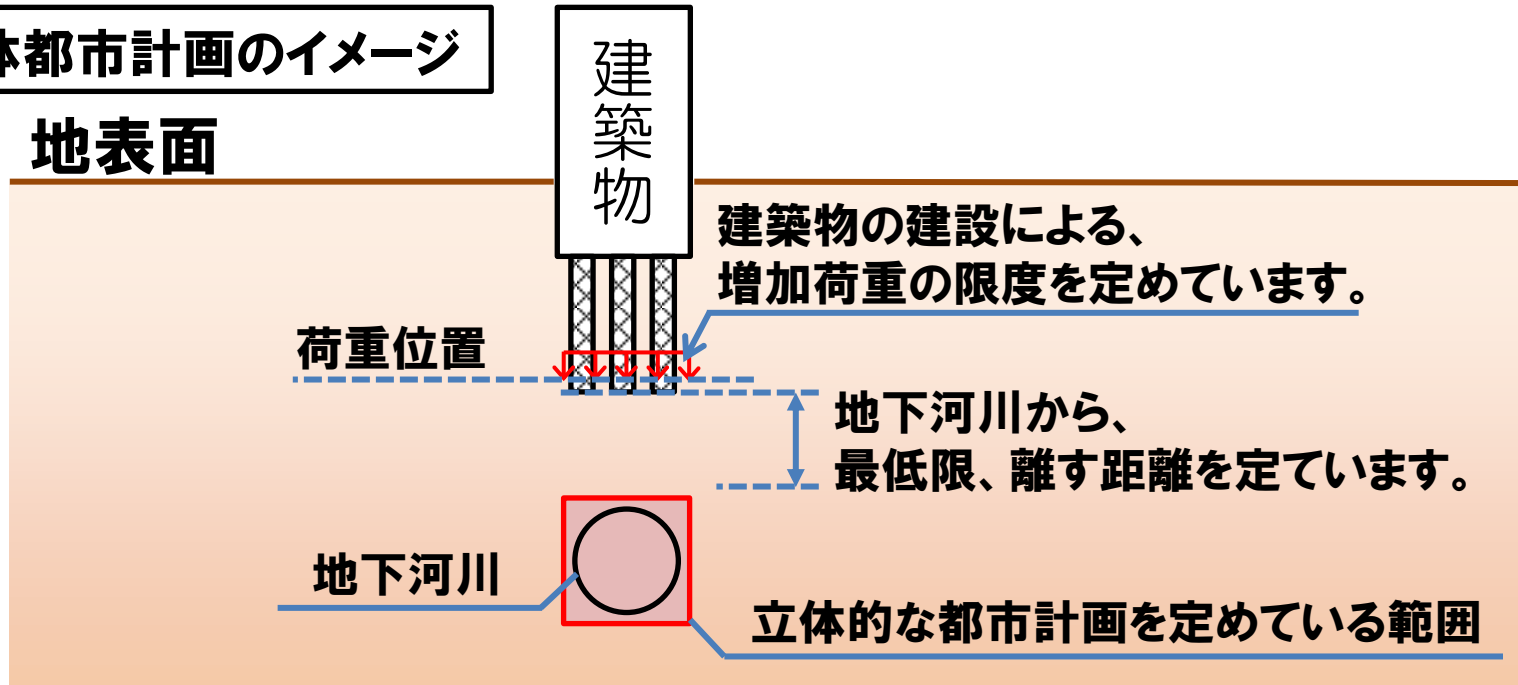
3. 事業施行の概要

③都市計画の内容1

大深度地下使用法の認可を取得する区間では、立体都市計画を定めています。

立体都市計画のイメージ

地表面



通常、都市計画施設の区域内で、建物などを建てる際には一定の建築制限がかかります。しかし、寝屋川北部地下河川の一部区間では、立体都市計画を定めることにより、地下河川からの「離隔」と「荷重の限度」をクリアすれば、都市計画法に基づく建築の許可が不要となります。

※ 建築基準法による用途制限や容積率・建ぺい率の制限内であれば、一般に想定される土地利用は実質的に制限なく行っていただけます。

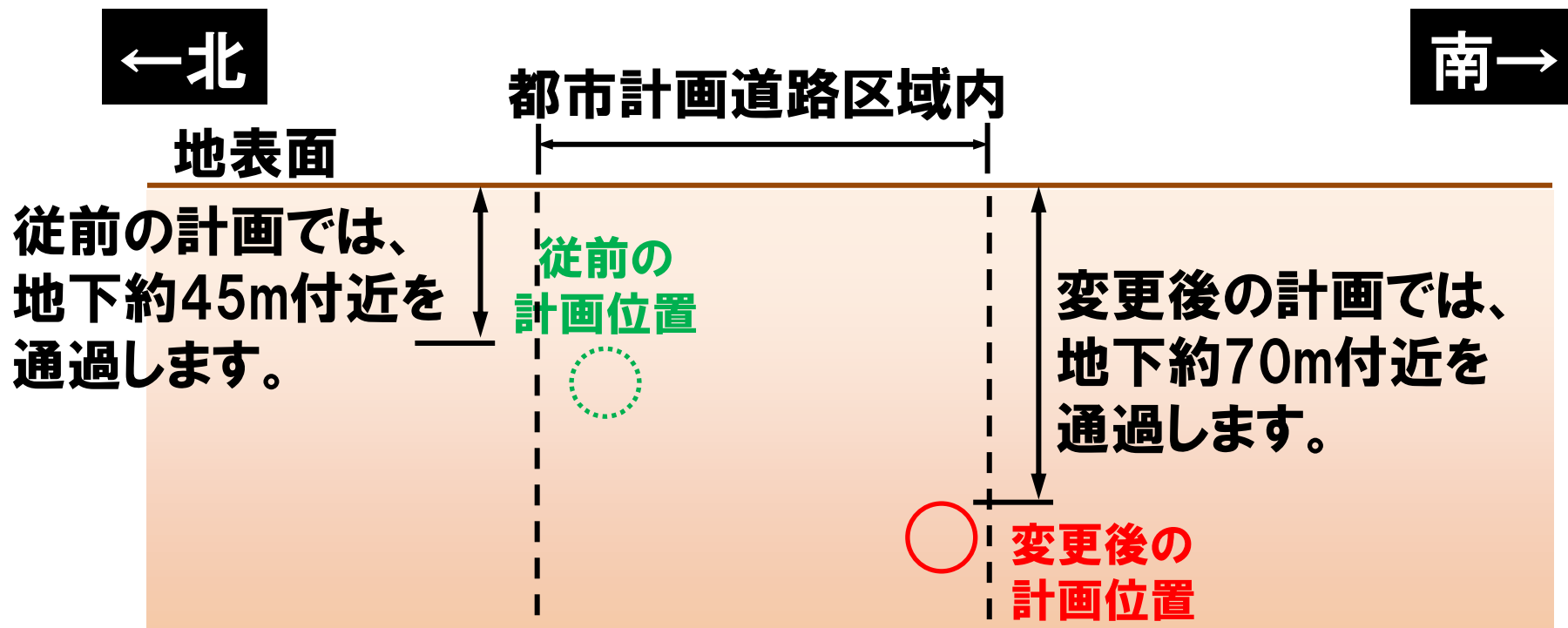
※ 他の都市計画が定められている区域については、それぞれの建築制限がかかります。

3. 事業施行の概要

③都市計画の内容2

大深度地下を通過する区間では、従前の計画位置より約25m深くなります。

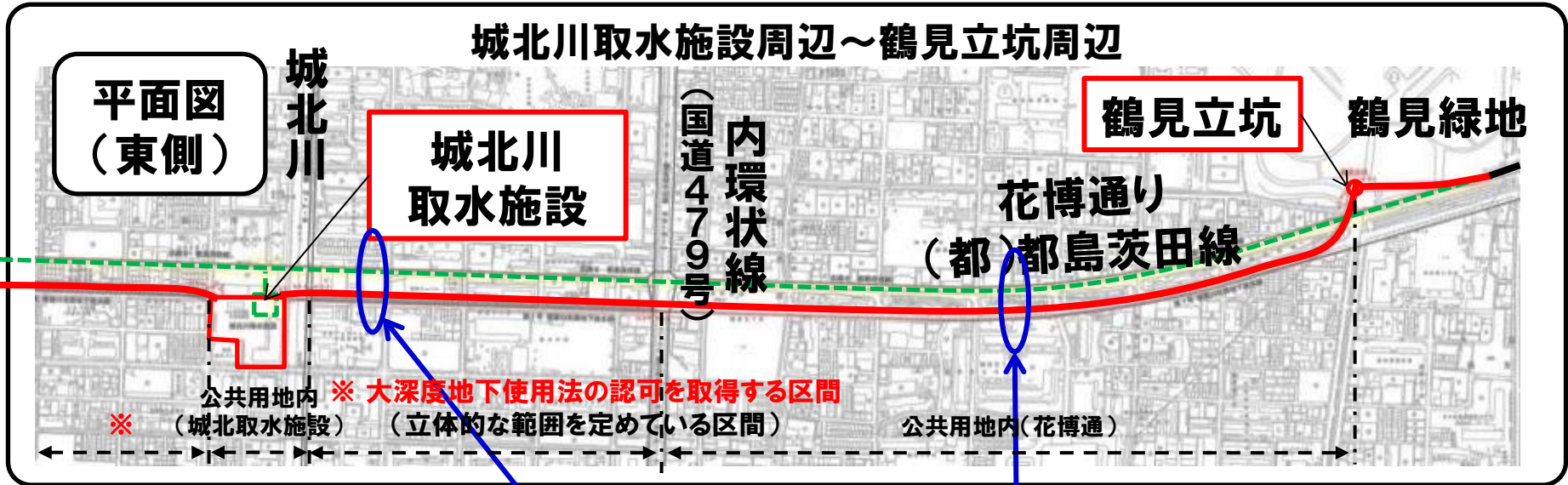
断面図のイメージ



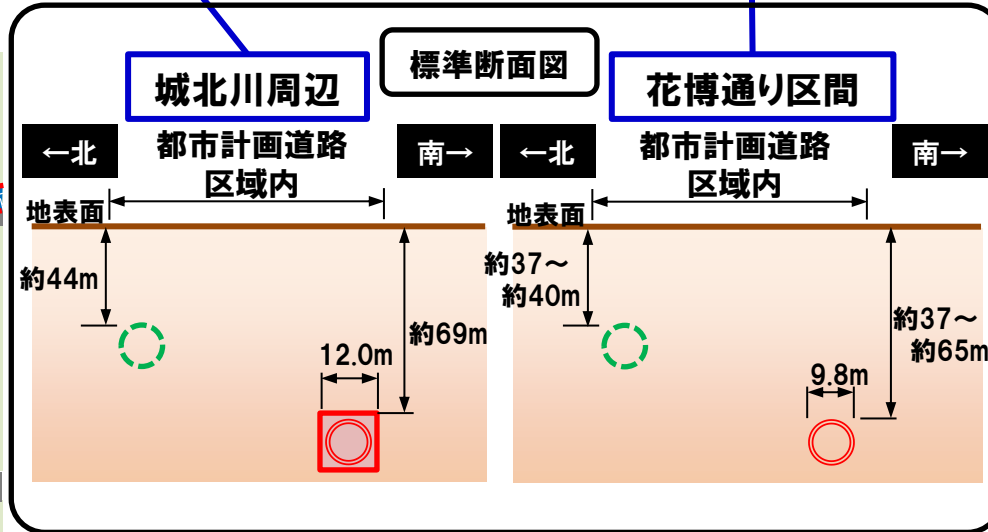
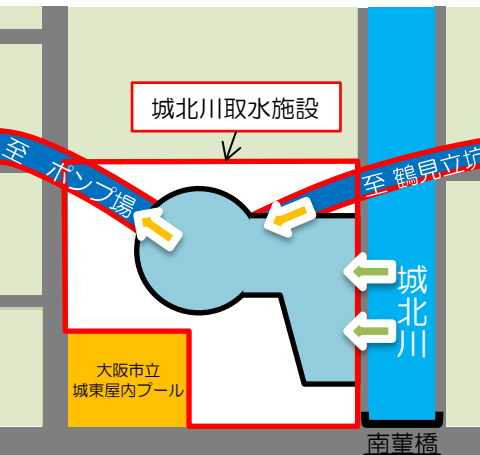
寝屋川北部地下河川は、ほとんどの区間が、既存の都市計画道路区域内を通過します。

3. 事業施行の概要

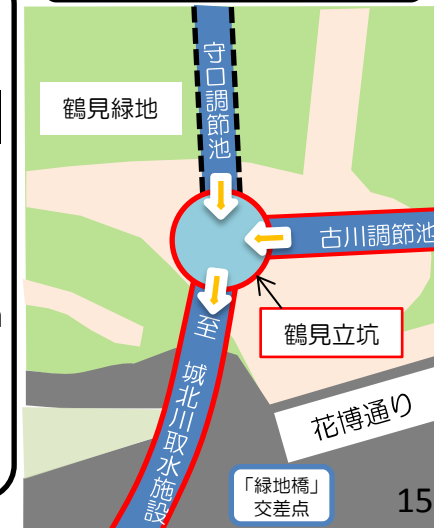
④事業施行の内容1



城北川取水施設イメージ図



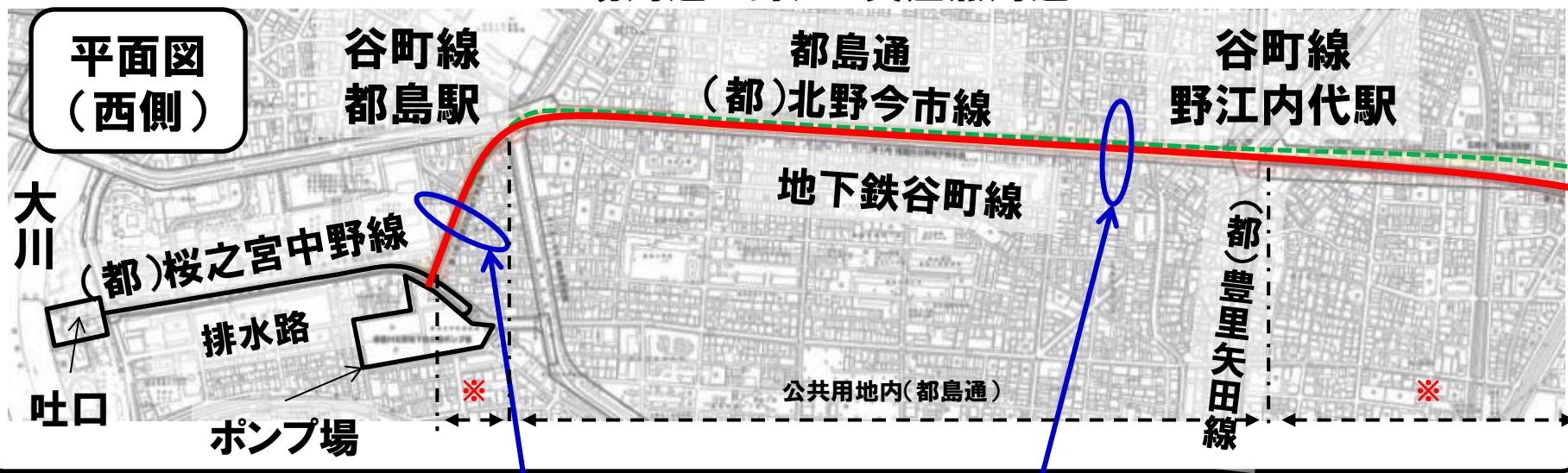
鶴見立坑イメージ図



3. 事業施行の概要

④事業施行の内容2

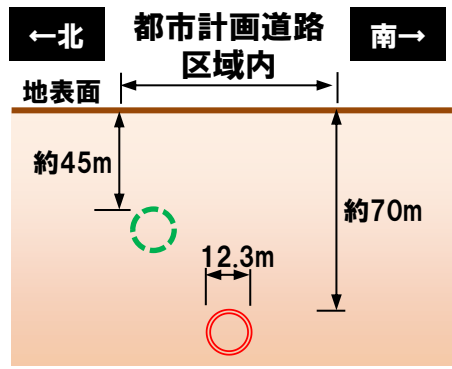
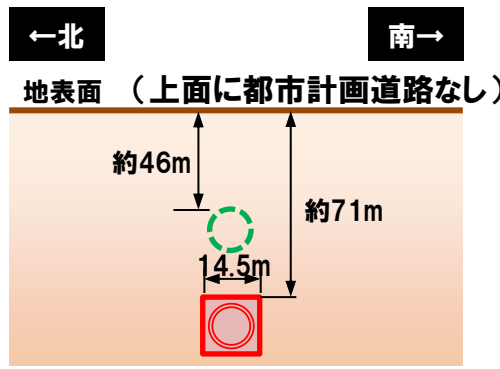
ポンプ場周辺～野江4交差点周辺



都島本通交差点～ポンプ場区間

標準断面図

都島通区間



3. 事業施行の概要

④事業施行の内容3

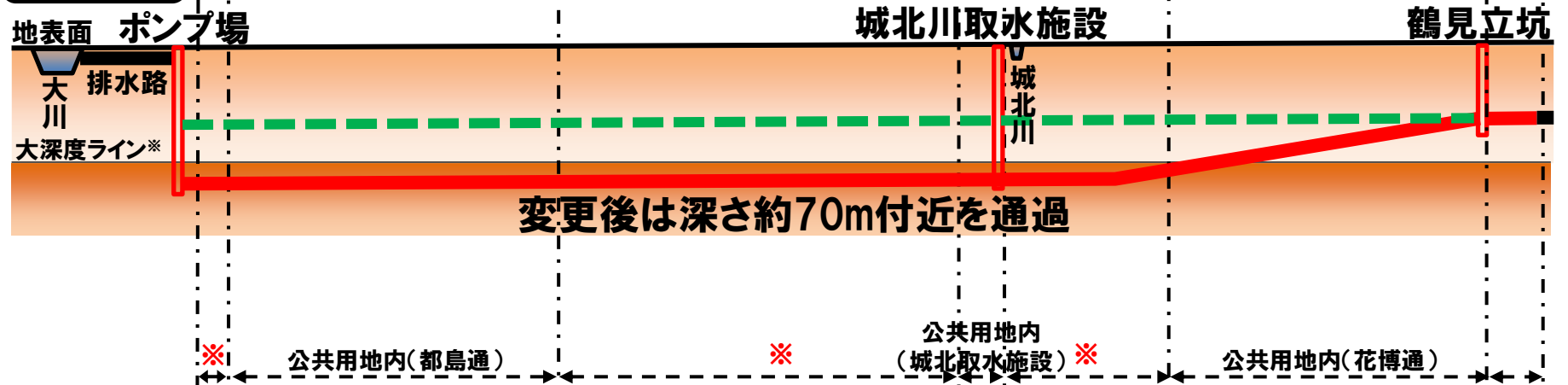
※国土地理院の地形図を加工して使用しています

※図はイメージであり、寝屋川北部地下放水路と地図上の位置関係は一致しません

平面図



縦断面図



※ 大深度地下使用法の認可を取得する区間

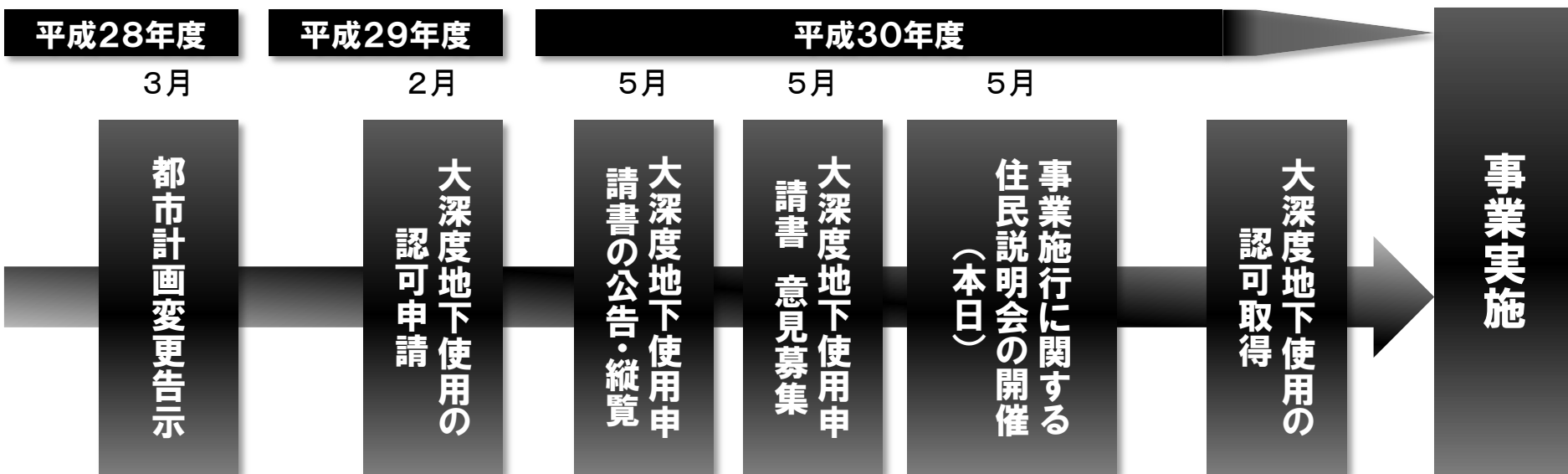
(立体的な範囲を定めている区間)

大深度ラインについては今後「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」の使用認可を受けて決定されます

4. 今後のスケジュールについて

今後のスケジュール

現在、申請中の大深度地下使用の認可取得後、大深度地下を使用した工事の早期着手をめざします。



※平成30年5月11日(金)～平成30年5月25日(金)まで、認可申請書の縦覧・意見募集を行っています。意見提出を希望の方は、大阪府河川室河川整備課まで。

なお、提出方法等の詳細については、城東区役所・都島区役所のホームページに掲載しております。

城東区役所 大深度地下使用

検索 

都島区役所 大深度地下使用

検索 

4. 今後のスケジュールについて

縦覧・意見募集について

➤意見募集期間：平成30年5月11日（金）から平成30年5月25日（金）まで

【ホームページ掲載】

郵送・持参による意見聴取

区役所（城東区、都島区）

大阪府

一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業について

ページ番号：433693 2018年5月1日

大深度地下使用認可申請書の縦覧と意見書の提出、説明会の開催について

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用許可申請書の縦覧について

縦覧期間

平成30年5月11日（金曜日）から5月25日（金曜日）
9時～17時30分（土・日曜・祝日除く）

縦覧場所

大阪府城東区役所総務課総合企画担当
[（大阪市城東区中央3-5-45 3階32番窓口）](#)

ホームページ上での縦覧図書の閲覧について

5月11日（金曜日）よりこちら（大阪府ホームページ）からご覧いただけます。

使用認可申請書に対する意見書の提出について

平成30年5月25日（金曜日）までに、住所、氏名、「使用認可申請書についての意見」と記入し、送付または持参にて下記提出先へ提出してください。

提出先

大阪府都市整備部河川室河川整備課
〒540-0008 [大阪市中央区大手前3丁目2-12](#)別館4階

事業施行に関する説明会の開催について

詳細はこちら（大阪府ホームページ） をご覧ください。

日時

平成30年5月14日（月曜日） 19時～20時30分

寝屋川北部地下河川

寝屋川北部地下河川は、寝屋川市から大阪府都島区に至る主に道路の下に建設されます。地下河川は、すべての施設が完成して初めて雨水を流す施設となりますが、完成するまでには長い年月を必要とします。そこで、早期に治水効果を発揮させるため、すでに完成している区間では、大雨時の雨水を一時的に貯留して浸水被害を軽減しています。

★寝屋川北部地下河川 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用認可について

「一級河川淀川水系 寝屋川北部地下河川」事業施行に関する説明会の開催について

平成30年5月14日、15日に事業施行に関する説明会を開催します。

詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/ne/topics/neyasu/juaminsetsumeikai.html>

「一級河川淀川水系 寝屋川北部地下河川事業」大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用認可申請

現在、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づき、使用認可申請書を国土交通省に提出しています。この使用認可に関する手続きとして、大阪府におきまして、申請図書の縦覧手続きが実施されます。

申請図書の縦覧について

縦覧期間 平成30年5月11日（金曜日）から平成30年5月25日（金曜日）まで（土曜日・日曜日を除く）

午前9時から午後6時30分まで

縦覧場所：(1) [都島区役所\(外部サイト\)](#) (所在地：〒534-8501 大阪府都島区中野町2-16-20)

(2) [城東区役所\(外部サイト\)](#) (所在地：〒536-8510 大阪府城東区中央3-5-45)

詳細は、各区役所のHPをご覧ください。

この縦覧に合わせて、使用認可申請書を下記により閲覧可能ですので、ご覧ください。

なお、使用認可申請書に対する意見書の提出方法は、次のとおりです。

○様式自由（住所、氏名、「使用認可申請書についての意見」と記入）

○提出先：大阪府都市整備部河川室河川整備課へ送付又は持参

〒540-0008

大阪市中央区大手前3丁目2番12号

大阪府庁別館4階

事業所管大臣あて文書 (PDFファイル/898KB)
大深度地下使用認可申請書 (PDFファイル/962KB)
使用許可申請書 (PDFファイル/63KB)
使用の認可を申請する理由を記載した書類(申請書第1号) (PDFファイル/379KB)
事業計画書 (別添資料第2号) (PDFファイル/4MB)
事業計画が大深度地下に於ける大規模な事業計画(別添資料第3号) (PDFファイル/34.26MB)

4. 今後のスケジュールについて

縦覧・意見募集について

➤意見募集期間：平成30年5月11日（金）から平成30年5月25日（金）まで

【図書縦覧】

【縦覧図書】

大深度地下使用の公共的使用に関する特別措置法に基づく認可申請書

- ・申請書
- ・添付書類・図面



都島区役所



城東区役所

【図書縦覧場所】以下の2カ所

- ・大阪市城東区役所総務課総合企画担当 3階32番窓口
- ・都島区役所総務課（政策企画）1階10番窓口

【意見募集】

【意見提出方法】

- ・様式自由（住所、氏名、「使用認可申請書についての意見」と記入）
- ・提出先：大阪府都市整備部河川室河川整備課へ送付又は持参

〒540-0008

大阪市中央区大手前3丁目2番12号

大阪府庁別館4階